

健保発 27-42 号
平成 27 年 9 月 3 日

伊藤ハム健康保険組合
理事長 松崎 義郎



組合規約の変更及び組合会議員選挙執行 規程と組合会会議規則の改定について

掲題の件について、平成 27 年 7 月 16 日開催の第 162 回組合会で承認され、近畿厚生局の認可及び届出が完了しましたので公告します。

変更・改定の理由については別添 1 に、新旧条文対照表については別添 2 に記載しておりますのでご参照ください。

以上

規約変更・規程改定の理由（別添1）

1. 組合規約

第7条第2項について

組合規約第7条第2項では、議員の任期は選定又は総選挙の日から起算するとされている。一方、組合会議員選挙執行規程では、総選挙は議員の任期が終わる日の前50日以内に行うことができることとされており、総選挙挙行時期は議員の任期満了前に行うことが常例である。したがって総選挙の都度任期が前ずれとなりこれを回避するため、ただし書を追加するもの。

第9条、第10条第1項及び第11条第1項について

当組合の適用事業所に所属する被保険者は選挙区を越える人事異動が多く、その度に議員に欠員が生じ、補欠選挙を行わなければならない、これを回避するため、現在5区ある選挙区を全国1選挙区にするもの。

第23条第2項及び第32条に第6項について

当組合の議員・理事は全国に散在しており、時間と経費の節約のため、組合会・理事会共テレビ会議システムを利用しており、これに伴う条文の整備を行ったもの。

第47条第1項、同第2項について

平成27年度より、一般勘定同様、介護勘定についても「予備費」が新設されたため、これに伴う条文の整備を行ったもの。

第51条について

電子媒体での公告については、かつては社内イントラネットとホームページ（インターネット）と併用していたが、管理の都合上、数年前よりホームページ（インターネット）に一本化しており、現状に合致させるもの。

2. 組合会議員選挙執行規程

組合規約第9条の変更により、選挙区割を廃止し全国1選挙区としたので、このことに伴う関連条文を改定するもの。

3. 組合会会議規則

- ①読会の規定については、現在行っていないため削ったもの（改定前第2章全条削除）。
- ②近年テレビ会議により組合会を開催することが常例となっており、組合規約の変更と相まって、それに関する条文を追加したもの（改定後第2条、第9条追加）。
- ③議員の席次の決定については、「くじによる決定」より簡便な「議長による決定」とするもの。同時に健保連のモデル規程集に倣って条文を改定したもの（改定後第3条）。
- ④動議の採択及び建議の提出については、健保連のモデル規程集に倣い、より適切な語句に変更したもの（改定後第10条、第11条）。

新旧条文対照表（別添 2）

1. 組合規約

新	旧
<p>(議員の任期) 第7条 議員の任期は、3年とする。 2 前項の任期は、選定又は総選挙の日から起算する。<u>ただし、議員の任期満了の前日に選定又は総選挙を行ったときは、前議員の任期満了の日の翌日から起算する。</u> (後略)</p> <p>(互選議員の選挙区及び議員数) 第9条 互選議員の選挙は、<u>全事業所を1選挙区とする全選挙区制をもって行う。</u> 2 選挙する互選議員の数は、<u>16人</u>とする。</p> <p>(互選議員の選挙の管理) 第10条 互選議員の選挙においては、選挙長をおかなければならない。また、2以上の投票所を設けるときは、投票所ごとに投票管理者をおかなければならない。 (後略)</p> <p>(当選人) 第11条 選挙の結果、<u>比較多数により、上位16人までの</u>投票を得た者をもって当選人とする。ただし、<u>選出すべき</u>議員の定数をもって投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票がなければならない。 (後略)</p> <p>第23条 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載する。 (1) 開会の日時及び場所 (2) 議員の定数 (3) 出席した互選議員の氏名・数、選定議員の氏名・数、書面及び代理人をもって議決権又は選挙権を行使した議員の氏名・数、並びに代理を受けた議員の氏名 (4) 議事の要領 (5) 議決した事項及びその賛否の数 <u>2 テレビ会議により組合会を開催した場合の会議録には、前項の事項に加え、次のことを記載しなければならない。</u> <u>(1) テレビ会議で組合会を開催した旨</u></p>	<p>(議員の任期) 第7条 議員の任期は、3年とする。 2 前項の任期は、選定又は総選挙の日から起算する。 (後略)</p> <p>(互選議員の選挙区及び議員数) 第9条 互選議員の選挙は、<u>各選挙区ごと</u>に行う。 2 <u>前項の選挙区及び選挙区ごと</u>に選挙する互選議員の数は、<u>別表(2)のとおり</u>とする。</p> <p>(互選議員の選挙の管理) 第10条 互選議員の選挙においては、<u>選挙区ごと</u>に選挙長をおかなければならない。また、2以上の投票所を設けるときは、投票所ごとに投票管理者をおかなければならない。 (後略)</p> <p>(当選人) 第11条 選挙の結果、<u>各選挙区において最多数の</u>投票を得た者をもって当選人とする。ただし、<u>各選挙区内の</u>議員の定数をもって投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票がなければならない。 (後略)</p> <p>第23条 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載する。 (1) 開会の日時及び場所 (2) 議員の定数 (3) 出席した互選議員の氏名・数、選定議員の氏名・数、書面及び代理人をもって議決権又は選挙権を行使した議員の氏名・数、並びに代理を受けた議員の氏名 (4) 議事の要領 (5) 議決した事項及びその賛否の数 <u>(新設)</u></p>

(2) テレビ会議システムにより、出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見が互いに表明できる仕組みになっていることが確認されたうえで議案の審議に入った旨

(3) システム障害等の異常がなく審議の全部を終了した旨

(4) テレビ会議に参加した組合会議員の氏名及び場所

3 会議録は、議長及びその組合会で会議録に署名することにつき選任された議員が署名する。

(理事会の議事)

第32条 理事会は、理事定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知を受けた会議の目的である事項について、賛否の意見を明らかにした書面又は代理人をもって、理事会に加わることができる。

4 前項の代理を行う場合は、理事会に出席する他の理事でなければ、代理を行うことができない。

5 理事は、特別の利害関係のある議事については、その議事に加わることができない。ただし、理事会の同意があった場合は、出席して発言することができる。

6 理事が遠方に所在する等の理由により理事会の開催場所に赴くことが困難である場合、テレビ会議システムにより理事会に出席することができる。テレビ会議システムでは各出席者の音声や映像が即時に他の出席者に伝わる仕組みになっていなければならない。

(予備費の費途)

第47条 一般勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事務所費
- (2) 組合会費
- (3) 保険給付費
- (4) 納付金
- (5) 保健事業費
- (6) 還付金

2 会議録は、議長及びその組合会で会議録に署名することにつき選任された議員が署名する。

(理事会の議事)

第32条 理事会は、理事定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知を受けた会議の目的である事項について、賛否の意見を明らかにした書面又は代理人をもって、理事会に加わることができる。

4 前項の代理を行う場合は、理事会に出席する他の理事でなければ、代理を行うことができない。

5 理事は、特別の利害関係のある議事については、その議事に加わることができない。ただし、理事会の同意があった場合は、出席して発言することができる。

(新設)

(予備費の費途)

第47条 予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事務所費
- (2) 組合会費
- (3) 保険給付費
- (4) 納付金
- (5) 保健事業費
- (6) 還付金
- (7) 営繕費

- (7) 営繕費
- (8) 財政調整事業拠出金
- (9) 連合会費
- (10) 雑支出

2 介護勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 介護納付金
- (2) 介護保険料還付金

(公告の方法)

第51条 この組合において公告しなければならない事項は、この組合及び事業所の掲示板、若しくは組合作成のホームページに掲示し、又は組合発行の機関誌に掲載する。

附則

・この規約の変更は、平成27年9月1日から施行する（第7条、第9条、第9条別表2削除、第10条、第11条、第23条、第32条、第47条、第51条）。
ただし、第9条、第9条別表2削除、第10条、第11条については、平成27年1月18日任期満了に伴う総選挙から施行する。

(削除)

- (8) 財政調整事業拠出金
- (9) 連合会費
- (10) 雑支出

(新設)

(公告の方法)

第51条 この組合において公告しなければならない事項は、この組合及び事業所の掲示板、若しくは事業所内LANの組合ポータルサイトに掲示し、又は組合発行の機関誌に掲載する。

別表(2)

互選議員の選挙区及び議員数		
選挙区	選挙区の範囲	議員数
第1区	伊藤ハムフードソリューション株式会社 伊藤ハムミート販売東株式会社 IHミートパッカー株式会社 藤栄テックサービス株式会社 IHミートソリューション株式会社 宝永物産株式会社	6名
第2区	伊藤ハムデイリー株式会社	2名
第3区		2名
第4区	伊藤ハム株式会社 伊藤ハム健康保険組合 伊藤ハム労働組合 伊藤ハム販売株式会社 伊藤ハム食品株式会社 伊藤ハムミート販売西株式会社 株式会社伊藤ハムマーケティング研究所 伊藤ライズサイエンス株式会社 伊藤ハム物流株式会社 アイ・パートナーズ株式会社 アイエイチロジスティクスサービス株式会社 伊藤ハムヒューマンサービス株式会社 伊藤ハムシステムサービス株式会社 伊藤ハムビジネスサポート株式会社	4名
第5区	伊藤ハムウエスト株式会社	2名
	合計	16名

2. 組合会議員選挙執行規程

新	旧
<p>(選挙人名簿の調製)</p> <p>第4条 理事長は、選挙人名簿を選挙期日前30日現在において、被保険者の名簿により調製しなければならない。ただし、特別の事情がある場合には、被保険者の名簿をもってこれに替えることができる。</p> <p>(後略)</p>	<p>(選挙人名簿の調製)</p> <p>第4条 理事長は、<u>選挙区ごとに</u>選挙人名簿を選挙期日前30日現在において、被保険者の名簿により調製しなければならない。ただし、特別の事情がある場合には、被保険者の名簿をもってこれに替えることができる。</p> <p>(後略)</p>
<p>(選挙人名簿の送付)</p> <p>第6条 理事長は、投票期日の前日までに、投票区の区域にかかる選挙人名簿を、選挙長または<u>その</u>投票区の投票管理者に送付しなければならない。</p>	<p>(選挙人名簿の送付)</p> <p>第6条 理事長は、投票期日の前日までに、<u>選挙区または</u>投票区の区域にかかる選挙人名簿を、<u>当該選挙区</u>の選挙長または投票区の投票管理者に送付しなければならない。</p>
<p>(立候補の届出等)</p> <p>第7条 議員の候補者になろうとする者は、選挙期日の公示があった日から選挙の期日前5日までに、文書でその旨を選挙長に届け出なければならない。</p> <p>②前項の届け出をする場合に<u>おいては</u>、被保険者である組合員20人以上の推薦があることを要する。</p> <p>(後略)</p>	<p>(立候補の届出等)</p> <p>第7条 議員の候補者になろうとする者は、選挙期日の公示があった日から選挙の期日前5日までに、文書でその旨を選挙長に届け出なければならない。</p> <p>②前項の届け出をする場合に、<u>議員の候補者になろうとする者の属する選挙区</u>の、被保険者である組合員20人以上の推薦があることを要する。</p> <p>(後略)</p>
<p>(立候補者の制限)</p> <p>第11条 議員候補者を次の各号に選任してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 選挙長 2. 選挙立会人 3. 投票管理者 4. 投票立会人 <p>②総選挙以外の選挙において、現に議員（選定議員を含む）である者は、その選挙に立候補できない。</p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>(立候補者の制限)</p> <p>第11条 議員候補者を次の各号に選任してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 選挙長 2. 選挙立会人 3. 投票管理者 4. 投票立会人 <p>②総選挙以外の選挙において、現に議員（選定議員を含む）である者は、その選挙に立候補できない。</p> <p><u>③各選挙区の議員立候補者は、立候補しようとする選挙区に属する被保険者でなければならない。</u></p>
<p>(投票立会人)</p> <p>第12条 選挙長または投票管理者は、各投票所ごとに選挙人（議員候補者を除く）の中から、本人の承諾を得て1人以上の投票立会人を選任し、選挙の期日前3日までに本人に通知しなければならない。</p> <p>②投票立会人として参会する者が、投票所を開くべき時刻になっても1人もいないとき、またはその後1人もいなくなったときは、選挙長または投票管理者は、その投票区における選挙人名簿に登録された者の中から1人以上の投票立</p>	<p>(投票立会人)</p> <p>第12条 選挙長または投票管理者は、各投票所ごとに選挙人（議員候補者を除く）の中から、本人の承諾を得て1人以上の投票立会人を選任し、選挙の期日前3日までに本人に通知しなければならない。</p> <p>②投票立会人として参会する者が、投票所を開くべき時刻になっても1人もいないとき、またはその後1人もいなくなったときは、選挙長または投票管理者は、その<u>選挙区または</u>投票区における選挙人名簿に登録された者の中から1人</p>

<p>会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し投票に立ち合わせなければならない。</p>	<p>以上の投票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し投票に立ち合わせなければならない。</p>
<p>(選挙立会人) 第38条 選挙長は、選挙人（議員候補者を除く）の中から、本人の承認を得て1人以上の選挙立会人を選任し、選挙の期日前3日までに本人に通知しなければならない。 ②選挙立会人として参会する者が、選挙会場を開くべき時刻になっても1人もいないとき、またはその後1人もいなくなったときは、選挙長は、選挙人名簿に登録された者の中から1人以上の選挙立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し選挙に立ち合わせなければならない。</p>	<p>(選挙立会人) 第38条 選挙長は、選挙人（議員候補者を除く）の中から、本人の承認を得て1人以上の選挙立会人を選任し、選挙の期日前3日までに本人に通知しなければならない。 ②選挙立会人として参会する者が、選挙会場を開くべき時刻になっても1人もいないとき、またはその後1人もいなくなったときは、選挙長は、<u>その選挙区における</u>選挙人名簿に登録された者の中から1人以上の選挙立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し選挙に立ち合わせなければならない。</p>
<p>(当選人がない場合の報告および公示) 第55条 当選人がないとき、または当選人が議員の定数に達しないときは、選挙長は、直ちにその旨を理事長に報告しなければならない。 (後略)</p>	<p>(当選人がない場合の報告および公示) 第55条 当選人がないとき、または当選人が<u>その選挙区</u>の議員の定数に達しないときは、選挙長は、直ちにその旨を理事長に報告しなければならない。 (後略)</p>
<p>附則 (施行期日) <u>・この規程の変更は、平成27年11月18日任期満了に伴う総選挙から施行する。(第4条、第6条、第7条、第11条、第12条、第38条、第55条)</u></p>	

3. 組合会会議規則

新	旧
<p>(会議への出席)</p> <p>第2条 組合会は、組合会議員を組合会開催場所に招集して開催することを基本とする。ただし、遠方に所在する等の理由により、組合会の開催場所に赴くことが困難である組合会議員は、テレビ会議システムにより出席することができる。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(議員の席次)</p> <p>第3条 議員の席次は、議長の定めるところによる。</p> <p>② 補欠議員の席次は前任者の席次による。ただし、補欠のため同時に議員となった者が2人以上ある場合、その席次は議長の定めるところによる。</p> <p>③ 議員の定数が増加したため、選定又は選挙した議員の席次は、議長の定めるところによる。</p>	<p>(議員の席次)</p> <p>第2条 議員の席次は、選挙後第1回目の組合会において、くじで定める。</p> <p>② この席次は議員の任期の間、これを据え置く。</p> <p>③ 補欠議員の席次は前任者の席次による。ただし、補欠のため同時に議員となった者が2人以上ある場合、その席次は議長の定めるところによる。</p>
<p>(会議日程の報告)</p> <p>第4条 (全略)</p>	<p>(会議日程の報告)</p> <p>第3条 (全略)</p>
<p>(疑義および議題外事項の議決)</p> <p>第5条 (全略)</p>	<p>(疑義および議題外事項の議決)</p> <p>第4条 (全略)</p>
<p>(着席の合図)</p> <p>第6条 (全略)</p>	<p>(着席の合図)</p> <p>第5条 (全略)</p>
<p>(議案・報告書の配布)</p> <p>第7条 (全略)</p>	<p>(議案・報告書の配布)</p> <p>第6条 (全略)</p>
<p>(開会の宣言)</p> <p>第8条 (全略)</p>	<p>(開会の宣言)</p> <p>第7条 (全略)</p>
<p>(テレビ会議)</p> <p>第9条 テレビ会議システムによる組合会の開催にあたっては、出席者間の協議と意見交換が自由にできるよう、各出席者の音声や映像が即時に他の出席者に伝わる仕組みにならなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(削る)</p>	<p>第2章 読 会</p>
<p>(削る)</p>	<p>(議案の議決方法)</p> <p>第8条 議案は、三読会を経て確定する。ただし、議長は、会議にはかり、第二読会又は第三読会を省略することができる。</p>
<p>(削る)</p>	<p>(第一読会)</p> <p>第9条 第一読会においては、議案の概要につ</p>

	き審議し、 <u>第二読会を開くかどうかを決定しなければならない。</u>
(削る)	<u>(第二読会)</u> <u>第10条 第二読会においては、議案の条項を逐次審議する。ただし、議長は、会議にはかり、条項の順序を変更し又は数条項を一括し、若しくは一条項を分割して議事に付すことができる。</u>
(削る)	<u>(第三読会)</u> <u>第11条 第三読会においては、議案の全体について議決する。</u> <u>②第三読会においては、字句の更正のほか修正の動議を提出することはできない。ただし、議長の許可を受けたときは、これを提出することができる。なお、この場合、5人以上の賛成者がなければ議題としない。</u>
(削る)	<u>(委員の議案審議)</u> <u>第12条 議案のうち特に審議を要するものがあるときは、第一読会において、議長は会議にはかり又は会議の議決により委員を選定して、これを審議させることができる。</u> <u>②前項の規定により、委員に審議を付託したときは、その報告をまって第二読会を開かなければならない。</u>
第2章 動議および建議	第3章 動議および建議
(動議の採択) 第10条 動議は出席議員の過半数の賛成がなければ、これを <u>議題</u> としない。	(動議の採択) 第13条 動議は出席議員の過半数の賛成がなければ、これを <u>動議</u> としない。
(建議の提出) 第11条 建議案を提出しようとするときは、5人以上の賛成者と連署した文書を議長に提出しなければならない。ただし、事項の簡単なものは、議長の許可を受けて議場においてこれを述べることができる。	(建議の提出) 第14条 <u>議員</u> が建議案を提出しようとするときは、5人以上の賛成者と連署した文書を議長に提出しなければならない。ただし、事項の簡単なものは、議長の許可を受けて議場においてこれを述べることができる。
(議題となった動議・建議の撤回) 第12条 (全略)	(議題となった動議・建議の撤回) 第15条 (全略)
(否決動議・建議の再提出の禁止) 第13条 (全略)	(否決動議・建議の再提出の禁止) 第16条 (全略)
第3章 発言および討論	第4章 発言および討論
(会議前の発言禁止) 第14条 (全略)	(会議前の発言禁止) 第17条 (全略)
(議員の発言)	(議員の発言)

第15条 (全略)	第18条 (全略)
(発言の許可) 第16条 (全略)	(発言の許可) 第19条 (全略)
(議題外の討論禁止) 第17条 (全略)	(議題外の討論禁止) 第20条 (全略)
(討論の終結) 第18条 (全略)	(討論の終結) 第21条 (全略)
第4章 採 決	第5章 採 決
(否決動議) 第19条 (全略)	(否決動議) 第22条 (全略)
(修正動議の否決) 第20条 (全略)	(修正動議の否決) 第23条 (全略)
(原案の採決) 第21条 (全略)	(原案の採決) 第24条 (全略)
(採決の宣告) 第22条 (全略)	(採決の宣告) 第25条 (全略)
(議員の可否表明) 第23条 (全略)	(議員の可否表明) 第26条 (全略)
(表決の方法) 第24条 (全略)	(表決の方法) 第27条 (全略)
(表決結果の宣告) 第25条 (全略)	(表決結果の宣告) 第28条 (全略)
第5章 秩 序	第6章 秩 序
(議事妨害言動の禁止) 第26条 (全略)	(議事妨害言動の禁止) 第29条 (全略)
(無礼言動の禁止) 第27条 (全略)	(無礼言動の禁止) 第30条 (全略)
(違反議員の制止、発言禁止、退場) 第28条 (全略)	(違反議員の制止、発言禁止、退場) 第31条 (全略)
(会議の中止、閉会) 第29条 (全略)	(会議の中止、閉会) 第32条 (全略)
第6章 傍 聴	第7章 傍 聴
(傍聴人の資格) 第30条 (全略)	(傍聴人の資格) 第33条 (全略)

<p>(傍聴人の会議妨害行為の禁止、違反者の退場) 第31条 (全略)</p>	<p>(傍聴人の会議妨害行為の禁止、違反者の退場) 第34条 (全略)</p>
<p>(傍聴人の退場) 第32条 (全略)</p>	<p>(傍聴人の退場) 第35条 (全略)</p>
<p>(傍聴人の指導) 第33条 (全略)</p>	<p>(傍聴人の指導) 第36条 (全略)</p>
<p>附 則 (施行期日) ・この規程の変更は、平成27年9月1日より施行する (全面改定)。</p>	